公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条第一項の規定に基づく茂原市ゆたか土地区画整理事業の賦課金納付通知書は、送付したが受領を拒まれたため、当該書類を通知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法七十七条第五項の規定に基づき、当該書類の送付にかえて、その通知の内容を左記のとおり公告する。

記

書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに賦課金額

住所　千葉県茂原市小林六三五番地
氏名　元吉　統
賦課金　金五百七十八万二千二百七十四円

（教示）

一　この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、茂原市ゆたか土地区画整理組合を被告として（訴訟において茂原市ゆたか土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

なお、賦課金額決定通知書は、茂原市ゆたか土地区画整理組合事務所の掲示場において掲示する。

平成二十七年九月二十五日

千葉県茂原市長尾二二二九番地一
茂原市ゆたか土地区画整理組合
理事長　山崎　一郎

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による名古屋都市計画事業尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

㈠　名古屋市名東区藤見が丘九番地
　株式会社中日地所
㈡　名古屋市北区城北新町二丁目二番地
　安藤　義美
㈢　名古屋市守山区大字小幡字松葉四番地
　水野　清

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に尾張旭旭前城前特定土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　上記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に尾張旭旭前城前特定土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを事業区域内の愛知県尾張旭市旭前町新田洞四九五四番地二一にある旭前集会所の掲示所及び尾張旭旭前城前特定土地区画整理組合において掲示する。

平成二十七年九月二十五日

愛知県尾張旭市城前町茅池四五六二番地四
尾張旭旭前城前特定土地区画整理組合
理事長　大橋　恒美

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所の名称及び所在地

①　名称　株式会社ＮＵＣＳ
②　代表者の氏名　杉浦　彰彦
③　主たる営業所の名称及び所在地
　本社宮崎県宮崎市千草町四番一七号
④　その他の営業所の名称及び住所
　都城支店　宮崎県都城市祝吉町五〇五五番地
　五、高鍋支店　宮崎県児湯郡高鍋町八四二番地一、日向支店　宮崎県日向市大字富高六九一八番地

二、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の登録の年月日及び登録消除の年月日

登録の年月日　平成二十二年十月二十五日
登録消除の年月日　平成二十七年二月二十四日

三、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の営業保証金の額

営業保証金の額　二十五万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の営業保証金は取戻されます。

平成二十七年九月二十五日

宮崎県宮崎市千草町四番一七号
株式会社ＮＵＣＳ
代表取締役　杉浦　彰彦

第20期決算公告

平成27年9月25日

大阪市福島区福島７丁目20番１号ＫＭ西梅田ビル３階
メドトロニックソファモアダネック株式会社
代表取締役　島田　隆

貸借対照表の要旨
（平成27年４月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,974	流動負債	17,840
固定資産	4,229	固定負債	976
		株主資本	8,387
		資本金	72
		資本剰余金	85
		資本準備金	85
		利益剰余金	8,230
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	8,208
		（うち当期純利益）	（880）
資産合計	27,203	負債・純資産合計	27,203

第30期決算公告

平成27年9月25日

香川県高松市福田町11番地１
穴吹エンタープライズ株式会社
代表取締役　冨岡　徹也

貸借対照表の要旨
（平成27年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,138,941	流動負債	945,161
固定資産	901,378	（内賞与引当金）	（82,589）
		固定負債	396,404
		（内退職給付引当金）	（156,100）
		株主資本	698,754
		資本金	40,000
		資本剰余金	480,155
		資本準備金	480,155
		利益剰余金	178,599
		利益準備金	14,400
		その他利益剰余金	164,199
		（内当期純利益）	（41,561）
資産合計	2,040,320	負債・純資産合計	2,040,320